

ノ各號ニ該當シ厚生大臣ニ於テ其ノ管理及維持ノ方法確實ニシテ其ノ成績佳良ト認ムルモノニ限ル

一 入學資格ハ看護婦タルノ資格ヲ有スル者ナルコト

二 修業年限ハ學說及臨地訓練等ヲ通ジテ六月以上トシ内三月以上保健所法ニ依ル保健所其ノ他適當ナル施設ニ於テ保健婦業務ノ臨地訓練ニ從事スルモノナルコト

三 保健婦規則第五條第三號乃至第七號及第十一號乃至第十三號ノ學科目ハ必修科目トシテ教授スルモノナルコト

四 前條第四號乃至第六號ニ掲グル要件ヲ具備スルモノナルコト

第五條 指定ヲ爲スベキ三種ノ學校又ハ講習所ハ左ノ各號ニ該當シ厚生大臣ニ於テ其ノ管理及維持ノ方法確實ニシテ其ノ成績佳良ト認ムルモノニ限ル

一 入學資格ハ產婆タルノ資格ヲ有スル者ナルコト

二 修業年限ハ學說、臨床看護ノ實習、臨地訓練等ヲ通ジテ一年以上トシ内六百時間以上臨床看護ノ實習ニ從事シ三月以上保健所法ニ依ル保健所其ノ他適當ナル施設ニ於テ保健婦業務ノ臨地訓練ニ從事スルモノナルコト

三 第三條第三號乃至第六號ニ掲グル要件ヲ具備スルモノナルコト

第六條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニ於テハ第一條第一號、第二號、第四號、第五號、第七號乃至第九號又ハ第十三號ノ事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク地方長官ニ届出ヅベシ

第七條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニ於テ別科生

等ヲ入學セシムルトキハ其ノ學籍簿ヲ別冊トスベシ

指定ノ效力ハ前項ノ生徒ニ及バズ

第八條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニ於テハ左ノ各號ノ一ニ該當スル生徒ハ之ヲ卒業セシムルコトヲ得ズ

一 學則所定ノ學說授業時數中授業ヲ受ケザルコト三分ノ一以上ニ及ブ者

二 學則所定ノ臨床看護ノ實習時數中實習ヲ受ケザルコト三分ノ一以上ニ及ブ者

三 學則所定ノ臨地訓練ノ日數中訓練ヲ受ケザルコト三分ノ一以上ニ及ブ者

第九條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニ於テ入學試験、學期試験若ハ卒業試験ヲ施行セントスルトキハ十日前ニ地方長官ニ届出ヅベシ

第十條 地方長官ハ官吏又ハ吏員ヲ派遣シテ試験ニ立會ハシムルコトアルベシ

第十一條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ハ每學年ノ卒業者ノ氏名及生年月日ヲ遲滞ナク地方長官ニ届出ヅベシ

第十二條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ハ毎年七月末日迄ニ左ノ事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

一 前年度經費收支決算ノ細目

二 當該年度經費收支豫算ノ細目

三 生徒ノ前學年又ハ前學期末ニ於ケル人員

四 前年度中行ヒタル臨床看護ノ實習並ニ臨地訓練ノ狀況

第十三條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニシテ本令ニ違反シ又ハ第三條、第四條若ハ第五條ノ要件ノ一ヲ失ヒ其ノ他成績不良ナリト認メタルトキハ厚生大臣ハ其ノ指定ヲ取消スコトアルベシ

朝鮮住宅營團令の公布

内地に於ける住宅營團法の公布及施行に即應し朝鮮に於ても昭和十六年六月十四日制令第二十三號を以て朝鮮住宅營團令の公布を見るに到つたが、之を掲ぐれば次の如くである。

朝鮮住宅營團令 (昭和十六年六月十四日 制令第二十三號)

第一章 總則

第一條 朝鮮住宅營團ハ勞務者其ノ他庶民ノ住宅ノ供給ヲ圖ルコトヲ目的トス

朝鮮住宅營團ハ法人トス

第二條 朝鮮住宅營團ハ其ノ主タル事務所ヲ京城府ニ置ク

朝鮮住宅營團ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 朝鮮住宅營團ノ資本ハ二百萬圓トシ政府之ヲ出資ス

第四條 朝鮮住宅營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 資本金額及資産ニ關スル事項
- 五 役員及會議ニ關スル事項
- 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
- 七 朝鮮住宅債券ノ發行ニ關スル事項
- 八 會計ニ關スル事項

九 公告ノ方法

十 定款變更ノ方法

定款ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得
第五條 朝鮮住宅營團ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第六條 朝鮮住宅營團ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム
第七條 朝鮮住宅營團ニ非ザル者ハ住宅營團ナル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第八條 朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル民法第四十四條、第五十條、第五十四條、第五十五條及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ朝鮮住宅營團ニ之ヲ準用ス

第二章 役員

第九條 朝鮮住宅營團ニ理事長一人、理事二人以上及監事一人以上ヲ置ク

理事長ハ朝鮮住宅營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ朝鮮住宅營團ヲ代表シ

理事長ヲ輔佐シテ朝鮮住宅營團ノ業務ヲ分掌ス
理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ朝鮮住宅營團ノ業務ヲ監査ス

第十條 理事長、理事及監事ハ朝鮮總督之ヲ命ズ

理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第十一條 理事長及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行

爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十二條 理事長及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 朝鮮住宅營團ニ評議員若干人ヲ置キ朝鮮總督之ヲ命ズ

評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第三章 業務

第十四條 朝鮮住宅營團ハ左ノ業務ヲ行フ

一 住宅ノ建設及經營

二 住宅ノ建設及經營ノ受託

三 一團地ノ住宅ノ建設又ハ經營ノ場合ニ於ケル水道、乗合自動車、市場、食堂、浴場、保育所、授産場、集會所其ノ他ノ施設ノ建設及經營

四 住宅ノ建設ノ爲ニスル資金ノ貸付

五 住宅ノ賣買及貸借ノ仲介

六 前各號ノ業務ニ附帶スル事業

第十五條 土地收用令第二條第一項第十一號ノ規定ニ依リ收用又ハ使用シタル土地又ハ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ノ處分及管理ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四章 朝鮮住宅債券

第十六條 朝鮮住宅營團ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ

朝鮮住宅債券ヲ發行スルコトヲ得

第十七條 朝鮮住宅債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名式利札付トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ因

リ記名式ト爲スコトヲ得

朝鮮住宅債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第十八條 朝鮮住宅營團ハ朝鮮住宅債券借換ノ爲一時第十六條ノ制限ニ依ラズ朝鮮住宅債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ朝鮮住宅債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊朝鮮住宅債券ヲ償還スベシ

第十九條 政府ハ朝鮮住宅債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得

第二十條 朝鮮住宅債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十一條 朝鮮住宅營團ニ於テ朝鮮住宅債券ヲ發行セントスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ

第二十二條 朝鮮住宅債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテ八十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第二十三條 朝鮮住宅債券ノ所有者ハ朝鮮住宅營團ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル民法ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトヲ得ズ
第二十四條 朝鮮所得稅令中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ朝鮮住宅債券ニ之ヲ準用ス

第二十五條 本章ニ規定スルモノヲ除クノ外朝鮮住宅債券ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第五章 會計

第二十六條 朝鮮住宅營團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス

第二十七條 朝鮮住宅營團ハ每事業年度ニ於ケル剩餘

金中ヨリ朝鮮總督ノ定ムル積立金ヲ控除シテ剩餘額

アルトキハ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ得但シ拂込ミ

タル出資額ニ對シ年三分五厘ノ割合ヲ超ユルコトヲ

得ズ

第二十八條 朝鮮住宅營團ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務

上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 國債、地方債又ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケタル有

價證券ノ取得ヲ爲スコト

二 銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト

第二十九條 朝鮮住宅營團ハ設立ノ時及每事業年度ノ

初ニ於テ財産目録、貸借對照表及損益計算書ヲ作成

シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備ヘ置クコトヲ要ス

債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ

閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第六章 監督

第三十條 朝鮮住宅營團ハ朝鮮總督之ヲ監督ス

第三十一條 朝鮮住宅營團ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケル

ニ非ザレバ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十二條 朝鮮住宅營團ハ每事業年度ノ初ニ於テ事

業計畫ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セ

ントスルトキ亦同ジ

第三十三條 朝鮮總督ハ朝鮮住宅營團ニ對シ業務及財

産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他

監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ

得

第三十四條 朝鮮總督ハ朝鮮住宅營團監督官ヲ置キ朝

鮮住宅營團ノ業務ヲ監視セシム

朝鮮住宅營團監督官ハ何時ニテモ朝鮮住宅營團ノ業

務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

朝鮮住宅營團監督官ハ必要アリト認ムルトキハ何時

ニテモ朝鮮住宅營團ニ命ジ業務及財産ノ狀況ヲ報告

セシムルコトヲ得

朝鮮住宅營團監督官ハ朝鮮住宅營團ノ諸般ノ會議ニ

出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十五條 役員ガ法令、定款若ハ朝鮮總督ノ命令ニ

違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ朝鮮

總督ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第七章 罰則

第三十六條 左ノ場合ニ於テハ朝鮮住宅營團ノ理事

長、理事又ハ監督ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本令ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可

ヲ受ケザルトキ

二 第十四條ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ營ミタルト

キ

三 第十六條又ハ第十八條第二項ノ規定ニ違反シ朝

鮮住宅債券ノ發行ヲ爲シ又ハ償還ヲ爲サザルトキ

四 第二十八條ノ規定ニ違反シ業務上ノ餘裕金ヲ運

用シタルトキ

五 第三十三條ノ規定ニ基キテ爲シタル命令又ハ處

分ニ違反シタルトキ

六 第三十四條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル朝鮮

住宅營團監督官ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又

ハ其ノ命ズル報告ヲ爲サザルトキ

第三十七條 左ノ場合ニ於テハ朝鮮住宅營團ノ理事

長、理事又ハ監督ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 第五條第一項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反

シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタ

ルトキ

二 第二十九條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備ヘ置カザル

トキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ

不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシ

テ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ

第三十八條 第七條ノ規定ニ違反シ住宅營團ナル名稱

ヲ用ヒタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

附則

第三十九條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十條 朝鮮總督ハ設立委員ヲ命ジ朝鮮住宅營團ノ

設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第四十一條 設立委員ハ定款ヲ作成シ朝鮮總督ノ認可

ヲ受クベシ

第四十二條 定款ニ付朝鮮總督ノ認可アリタルトキハ

設立委員ハ遲滞ナク出資ノ拂込ヲ稟請スベシ

第四十三條 出資ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ其

ノ事務ヲ朝鮮住宅營團理事長ニ引渡スベシ

第四十四條 朝鮮住宅營團ハ主タル事務所ノ所在地ニ

於テ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第四十五條 朝鮮營業稅令中左ノ通改正ス

第三條第一號中「產業組合」ノ上ニ「朝鮮住宅營團」

ヲ加フ

第四十六條 朝鮮登錄稅令中左ノ通改正ス

第七條第七號中「恩給金庫」ノ下ニ「朝鮮住宅營團」

ヲ、「恩給金庫法」ノ下ニ「朝鮮住宅營團令」ヲ加

フ

同條ニ左ノ二號ヲ加フ

十三 朝鮮住宅營團ノ事務所ノ用ニ供スル不動産

ニ關スル登記

十四 朝鮮住宅營團ガ朝鮮住宅營團令第十四條第一號、第三號又ハ第四號ノ業務ノ爲ニスル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

第四十七條 印紙稅令中左ノ通改正ス

第一條第二項但書中「朝鮮金融組合聯合會トス」ヲ

「朝鮮金融組合聯合會、住宅營團トアルハ朝鮮住宅營團、住宅債券トアルハ朝鮮住宅債券トス」ニ改ム

第四十八條 土地收用令中左ノ通改正ス

第二條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

十一 朝鮮住宅營團ノ行フ事業ニシテ其ノ住宅及朝鮮住宅營團令第十四條第三號ノ施設ノ建設ニ關スルモノ

優良多子家庭子女に對する育英費の給付

厚生省に於ては昨昭和十五年十一月三日明治節の日を下し全國一萬六百餘の優良多子家庭の表彰を行つたことは既に本誌本欄所報の如くであるが、その後厚生省社會局に於ては右優良多子家庭の子女中特にその必要ある者に對し育英費を給付する計畫を進め、今般その決定を見るに到つた。多子家族保護政策の一部として人口増強政策上もその意義は尠くないと考へられる。

今回學費補給の決定を見たものは三七九家庭、四一人の子女で、その内譯は別表の如く、中等學校在學者三六九人(内、男子二二八人、女子一四一人)、專門學校以上の學校在學者四九人(内、男子四八人、女子一人)で孰れも相當の學業成績を收めつゝある者である。又之を地方別に見ると長野縣の三〇人を筆頭に、

東京、福島(各三人)、宮城、鹿兒島、靜岡等之に並ぎ、大體に於て昨年表彰の優良多子家庭數に比例してゐる。

育英費は中等學校一人平均一〇〇圓、專門學校以上一人平均二五〇圓、總平均一人一一八圓強であつて、近く地方長官より各人に對し夫々支給せられる筈である。

尙、右育英費給付の準備調査の爲今年四月一日厚生次官及び社會局長より各地方長官宛に發せられたる通牒及び優良多子家庭子女育英費補給要綱を掲ぐれば以下の如くである。(様式表省略)

昭和十六年度優良多子家庭の子女の育英に關する件(通牒(社會局長))

標記の件に關しては本日別途次官通牒相成候處之が實施に當りては可成廣く適格者を選定致度存候に付ては左記各項御了知の上御取計相成度此段及通牒候也

記

一 本件經費は全國に於ける表彰せられたる優良多子家庭一〇、六二二家庭を通じ總額六萬圓以内にて經理致度方針に付貴縣に於ける表彰數を考慮し適當に選定の上協議せられたきこと

二 補給額豫算との關係上要綱第二に於ける補給學の實支給に當りては中等學校に在學者に在りては一人年額平均百圓程度、專門學校以上に在學者に在りては一人年額平均二百五十圓程度に於て考慮せられたきこと

三 特別の事情ある場合を除き一家庭一人を限り又地理的分布にも可成配慮せらるゝこと

四 被補給者の選定に當りては可成實業學校其の他之に準ずる技能關係の學修者を優先的に詮議せられたきこと

五 本豫算額との關係上被協議者の一部に對してのみ補給詮議相成ことあるべきこと

六 本補給の顛末を明にするため相當帳簿を備へられたきこと

昭和十六年度優良多子家庭の子女の育英に關する件(依命通牒(厚生次官))

優良多子家庭の子女にして學資不足の爲中等教育以上の教育を受くること困難なる者に對し之が學資を補給し其の修學を容易ならしめ以て優良多子家庭の經濟保護の一方途と爲すと共に國家有爲の人材の養成を圖り多産の奨励に資せんが爲別記要綱に依り學資補給を爲すことと相成候に就ては左記各項御了知の上之が實施に付萬遺憾なきを期せられ度依命此段及通牒候也

記

一 被補給者は貴官に於て之を決定せらるべき儀なるも右決定に當りては別記様式に依り四月末日迄に豫め之を當省に協議すること

二 補給に要する經費は右協議終了後直に貴官に支出委任可致こと

優良多子家庭子女育英費補給要綱

第一 厚生大臣の表彰を受けたる優良多子家庭の子女にして左の各號に該當するときは豫算の範圍内に於て其の修學に必要な學資の全部又は一部の補給を爲すことを得ること